

資料 開催要綱

「石綿に関する健康管理等専門家会議」開催要綱

1 設置目的

平成17年7月25日の厚生労働省アスベスト対策推進チーム第2回会合において、専門家よりヒアリングを行い、以後、「専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う」とされ、7月29日の関係閣僚による会合で「アスベスト問題への当面の対応」に盛り込まれたところである。この趣旨を踏まえ、今般、専門家を招集し、専門的見地から検討を行うこととする。

2 業務内容

会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 石綿に関する健康管理
- (2) 石綿に関する健康相談
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石綿の健康に関する専門的な知見が必要な事項。

3 組織

- (1) 本専門家会議は安全衛生部長が招集する。
- (2) 座長は委員の互選により選出する。
- (3) 座長は座長代理を選出する。
- (4) 必要に応じ、本専門家会議の下に作業部会を設置することができる。
- (5) 作業部会長は、本専門家会議座長が指名する。
- (6) 会議の事務は、健康局、老健局の協力を得て、労働基準局安全衛生部において処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 本要綱は、平成17年8月2日から施行する。

資料 石綿健康相談実施結果

事業場周辺における臨時健康相談実施状況
(12月14日現在)

第1回 健康相談実施状況 (8月22日～9月22日)

	開催地及び参加人数
【講演会】	兵庫県尼崎市(120)、神奈川県横須賀市(94)、岐阜県羽島市(130)、 岡山県玉野市(約140)、佐賀県鳥栖市(250)、奈良県橿原市(70)、 埼玉県さいたま市(22)、香川県高松市(60)
【相談会】	兵庫県尼崎市(38)、大阪府阪南市(28)、神奈川県横須賀市(41)、岐阜県羽島市(41)、 岡山県玉野市(70)、佐賀県鳥栖市(21)、奈良県橿原市(28)、 埼玉県さいたま市(8)、香川県高松市(22)、広島県呉市(13)

第2回 健康相談実施状況及び予定 (9月29日～11月29日)

	開催地及び参加人数
【講演会】	神奈川県横須賀市(88)、兵庫県尼崎市(60)、埼玉県秩父郡市(20)、
【相談会】	佐賀県鳥栖市(35)、神奈川県横浜市(25)、兵庫県尼崎市(58)、 埼玉県秩父郡市(13)、岡山県玉野市(20)、奈良県橿原市(8)、 佐賀県佐賀市(11)、大阪府泉南市(9)、広島県呉市(13)

お名前 _____

A. あなたは今まで、下記の1～19の作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の仕事も含め、当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- | | |
|---|----------------------|
| 1□ 石綿製品製造に関わる作業 | 2□ 造船所内での作業 |
| 3□ 食料品等製造に係る作業 | 4□ 建設作業 |
| 5□ 繊維製品製造に関わる作業 | 6□ 配管作業 |
| 7□ 鉄鋼製品等製造に関わる作業 | 8□ 解体作業 |
| 9□ 自動車製造または補修作業 | 10□ 倉庫内の作業 |
| 11□ 電気工事に関わる作業 | 12□ 化学工場内での作業 |
| 13□ 金属製品製造に関わる作業 | 14□ 廃棄物を回収する作業 |
| 15□ ガラス・ガラス製品製造に関わる作業 | 16□ レンガ、陶磁器製造に関わる諸作業 |
| 17□ 機械器具等製品の製造に関わる作業 | |
| 18□ セメントあるいはセメント製品製造に関わる作業 | |
| 19□ 上記のいずれの作業でもないが、作業時に、石綿らしき吹きつけ部分が飛散した。 | |

B. あなたは、ご家庭で下記のようなことを経験していますか。1回でも経験があれば、当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- 1□ 一緒にお住まいの方に、石綿作業に関わっていた人がいた。
(具体的に：夫、妻、祖父など)
- 2□ 家庭で絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン（天井・壁などに塗る水性塗料）・石綿製品の修理・修繕をした。
- 3□ 石綿製品（アイロン板のカバー・耐熱手袋）を家庭で使った。
- 4□ 家族が石綿作業を行い、その作業着、作業タオル、マスク等の洗濯等をした。
- 5□ 自宅の壁に石綿らしきものが吹き付けられていて、それが部分的に破損・摩耗していた。

C. あなたは、下記のような場所に住んだことがありますか。あるいは、幼稚園、学校、大学、就職先などは下記のような場所でしたか。当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------------|-------------|
| 1□ 石綿工場の近く | 2□ 造船所の近く | 3□ 建材物置場の近く |
| 4□ ブレーキ修理工場の近く | 5□ 廃棄物の回収、繊維の回収事業場の近く | |

※ 上記AからCのうち、一つでも□に✓印がついた人は、石綿にばく露した可能性がありますので専門家窓口までご相談下さい。専門家の問診により、ばく露の可能性を再度判定し、精密検査の要・不要を判断致します。窓口は・・・・・・・・です。

※上記AからCのうち、一つも✓印がない人は、石綿にばく露した可能性は、ほぼないと考えられますので、ご安心下さい。それでもご心配なことがありましたら、その際には一般の相談窓口をはじめ、専門家窓口等にご相談下さい。窓口は・・・・・・・・です。

胸部 CT 検査における放射線誘発致死癌の発生確率

A 胸部 CT 検査における患者線量

1. ICRP Publication 87 CTにおける患者線量の管理

1) 成人における CT 検査での典型的な線量 (Shrimpton ら, 1991)

表 1 成人における CT 検査での典型的な線量 (Shrimpton ら, 1991)

CT 検査	眼 (mGy)	甲状腺 (mGy)	乳房 (mGy)	子宮 (mGy)	卵巣 (mGy)	精巣 (mGy)	実効線量 (mSv)
頭部	50	1.9	0.03	* ^a	*	*	1.8
頸椎	0.62	44	0.09	*	*	*	2.6
胸椎	0.04	0.46	28	0.02	0.02	*	4.9
胸部	0.14	2.3	21	0.06	0.08	*	7.8
腹部	*	0.05	0.72	8.0	8.0	0.70	7.6
腰椎	*	0.01	0.13	2.4	2.7	0.06	3.3
骨盤	*	*	0.03	26	23	1.7	7.1

^a *は線量が0.005 mGy 未満であることを示す。

2) 英国における CT と通常の X 線検査とによる典型的な線量の比較 (RCR, 1998)

表 2 英国における CT と通常の X 線検査とによる典型的な線量の比較 (RCR, 1998)

診断法	典型的実効線量 (mSv)
通常の X 線手法	
四肢, 関節	<0.01
胸部 (PA 方向の 1 回写真)	0.02
頭蓋骨	0.07
胸椎	0.7
腰椎	1.3
腰部	0.3
骨盤	0.7
腹部	1.0
IVU	2.5
経口バリウム検査	1.5
バリウム摂取後検査	3
バリウム通過検査	3
注腸造影	7
CT	
頭部	2
胸部	8
腹部	10
骨盤	10

2. 西澤かな枝 ら CT 検査による被検者の被曝線量 日本医放会誌第 55 巻第 11 号,1995

1) 胸部 CT 検査 (通常スキャン) 時の臓器線量

Table 4 Tissue or Organ Doses from Chest Examination (Normal scan) by Type of CT Scanner

Scanner	A	B	C	D	Mean
Tube current (mA)	210mA	150mA	200mA	200mA	
Scan time/slice (sec)	1sec	1sec	1.5sec	1sec	
Tissue or Organ dose (mGy)					
Gonads (male)	0.03	0.02	0.10	0.03	0.04
(female)	0.12	0.07	0.22	0.10	0.13
Bone marrow (red)	5.31	5.90	12.12	6.82	7.54
Colon	0.77	0.52	1.44	0.74	0.87
Lung	17.22	23.8	39.1	23.6	25.9
Stomach	8.08	4.50	16.14	9.69	9.60
Bladder	0.12	0.06	0.29	0.09	0.14
Breast	17.75	16.19	37.7	23.4	23.8
Liver	8.58	5.43	18.35	10.70	10.76
Oesophagus	16.06	22.9	37.3	21.9	24.5
Thyroid	4.45	4.14	11.25	5.38	6.31
Bone surface	12.87	13.49	28.6	16.45	17.85
Skin	2.98	2.27	4.67	2.95	3.22
Remainder (Mean)	5.08	5.47	13.26	7.93	7.94
Effective dose Male	6.57	7.09	14.62	8.63	9.23
(mSv) Female	6.55	7.05	14.54	8.58	9.18

B 組織・臓器の致死がんの確率

1. ICRP Publication 60 国際放射線防護委員会の 1990 年勧告

1) 組織・臓器別名目確率係数

表 4 組織・臓器別名目確率係数¹⁾

組織・臓器	致死がんの確率 (10^{-2} Sv^{-1})		総合損害 ²⁾ (10^{-2} Sv^{-1})	
	全集団	作業者	全集団	作業者
膀胱	0.30	0.24	0.29	0.24
骨髄	0.50	0.40	1.04	0.83
骨表面	0.05	0.04	0.07	0.06
乳房	0.20	0.16	0.36	0.29
結腸	0.85	0.68	1.03	0.82
肝臓	0.15	0.12	0.16	0.13
肺	0.85	0.68	0.80	0.64
食道	0.30	0.24	0.24	0.19
卵巣	0.10	0.08	0.15	0.12
皮膚	0.02	0.02	0.04	0.03
胃	1.10	0.88	1.00	0.80
甲状腺	0.08	0.06	0.15	0.12
残りの臓器・組織	0.50	0.40	0.59	0.47
合計	5.00	4.00	5.92	4.74
重篤な遺伝性障害の確率				
生殖腺	1.00	0.60	1.33	0.80
総計 (丸めてある)			7.30	5.60

¹⁾ この数値は、男女同数で幅広い年齢層の集団に関するものである。²⁾ 95, 96 項および付属書 B の表 B-20 照。

C 胸部 CT 検査における放射線誘発致死癌の発生確率

① A・1・1) の線量より B・1・1) の肺癌、乳癌、甲状腺癌のリスクを求める。

A・1・1) の線量で肺の線量は乳房の線量 (21mGy) と同等と仮定する。

- ・肺癌 $21 \times 10^{-3} \times 0.85 \times 10^{-2} = 1.785 \times 10^{-4}$
- ・乳癌 $21 \times 10^{-3} \times 0.2 \times 10^{-2} = 4.2 \times 10^{-5}$
- ・甲状腺癌 $2.3 \times 10^{-3} \times 0.08 \times 10^{-2} = 1.84 \times 10^{-6}$

② A・2・1) の線量より B・1・1) の肺癌、乳癌、甲状腺癌のリスクを求める。

- ・肺癌 $25.9 \times 10^{-3} \times 0.85 \times 10^{-2} = 2.2015 \times 10^{-4}$
- ・乳癌 $23.8 \times 10^{-3} \times 0.2 \times 10^{-2} = 4.76 \times 10^{-5}$
- ・甲状腺癌 $6.31 \times 10^{-3} \times 0.08 \times 10^{-2} = 5.048 \times 10^{-6}$

③ A・1・2) の線量より

CTは通常胸部 X 線検査より $8/0.02=400$ から 400 倍リスクが増加する。

CT 胸部検査による肺癌のリスク

- ・肺癌 $8 \times 10^{-3} \times 0.85 \times 10^{-2} = 6.8 \times 10^{-5}$

通常胸部 X 線検査による肺癌のリスク

- ・肺癌 $0.02 \times 10^{-3} \times 0.85 \times 10^{-2} = 1.7 \times 10^{-7}$

● まとめ

- ① 成人における CT 検査での典型的な線量 (Shrimpton ら,1991)
- ② 胸部 CT 検査 (通常スキャン) 時の臓器線量 (西澤かな枝ら,1995)
- ③ 英国における CT と通常の X 線検査とによる典型的な線量の比較 (RCR, 1998)

・肺癌

	肺癌の発生確率 (%)	致死癌の発生人数
①	0.018	5,602 人に 1 人
②	0.022	4,543 人に 1 人
③	0.0068	14,706 人に 1 人
③ (X 線)	0.000017	5,882,353 人に 1 人

・乳癌

	乳癌の発生確率 (%)	致死癌の発生人数
①	0.0042	23,810 人に 1 人
②	0.0048	21,008 人に 1 人

・甲状腺癌

	甲状腺癌の発生確率 (%)	致死癌の発生人数
①	0.00018	543,478 人に 1 人
②	0.000505	198,100 人に 1 人

石綿（アスベスト）ばく露歴調査票

2次問診票

日付：平成 年 月 日

名前： 年齢：

今回お答えいただいた情報に関しては個人が特定されないようにプライバシーを守ります。

I. タバコについて

 吸っている (1日平均) 吸っていない (年間) 過去吸っていた (1日平均) (年間) 止めた時期 (年間)

II. 今までにかかったことのある病気、また、現在治療中の病気があればお書き下さい。

()

III. 次の産業で働いたことがありますか。(複数回答可)

1. 鉱物・鉱業
 - 051 金属鉱業
 - 054 採石業、砂・砂利・玉石採取業
 - 055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原材料用に限る）
 - 059 その他の鉱業
2. 土木・建築業
 - 061 一般土木建築工事業
 - 062 土木工事業（舗装工事業を除く）
 - 063 舗装工事業
 - 064 建築工事業（木造建築工事業を除く）
 - 065 木造建築工事業
 - 066 建築リフォーム工事業
 - 071 大工工事業
 - 072 とび・土工・コンクリート工事業
 - 073 鉄骨・鉄筋工事業
 - 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
 - 075 左官工事業
3. 板金・塗装業等
 - 076 板金・金物工事業
 - 077 塗装工事業
 - 078 床・内装工事業
 - 079 その他の職別工事業
4. 電気工事関係
 - 081 電気工事業
 - 082 電気通信・信号装置工事業
5. 管・機械器具設置工事業
 - 083 管工事業（さく井工事業を除く）
 - 084 機械器具設置工事業（ボイラー設置工事を含む）
 - 089 その他の設備工事業
6. 酒類製造
 - 102 酒類製造業
7. 紡績・紙類製造
 - 112 紡績業
 - 117 網・網製造業
 - 132 造作材・合板・建築用組立材料製造業
 - 139 その他木製品製造業（竹、とうを含む）
 - 141 家具製造業
 - 151 パルプ製造業
 - 152 紙製造業
 - 153 加工紙製造業
 - 154 紙製品製造業
 - 155 紙製容器製造業
 - 159 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
8. 印刷・製版
 - 161 印刷業
 - 162 製版業
 - 163 製本業、印刷物加工業
9. 化学工業
 - 171 化学肥料製造業
 - 172 無機化学工業製品製造業
 - 173 有機化学工業製品製造業
 - 174 化学繊維製造業
 - 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
 - 176 医薬品製造業
 - 177 化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業
 - 179 その他の化学工業
10. 石油精製業
 - 181 石油精製業
 - 182 潤滑油・グリース製造業
 - 184 舗装材料製造業
11. プラスチック製造
 - 191 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
 - 192 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
 - 193 工業用プラスチック製品製造業
 - 194 発泡・強化プラスチック製品製造業
 - 195 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）
 - 199 その他のプラスチック製品製造業
12. ゴム製品製造
 - 202 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
 - 203 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
 - 209 その他のゴム製品製造業
13. 革製品製造
 - 213 革製履物用材料・同附属品製造業
 - 214 革製履物製造業
14. ガラス・セメント・陶磁器等製造
 - 221 ガラス・同製品製造業
 - 222 セメント・同製品製造業
 - 223 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
 - 224 陶磁器・同関連製品製造業
 - 225 耐火物製造業
 - 226 炭素・黒鉛製品製造業
 - 227 研磨材・同製品製造業
 - 228 骨材、石工品等製造業
 - 229 その他の窯業・土石製品製造業
15. 製鉄・製鋼業
 - 231 製鉄業
 - 232 製鋼・製鋼圧延業
 - 233 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - 234 表面処理鋼材製造業
 - 235 鉄素形材製造業
 - 239 その他の鉄鋼業
16. 非鉄金属製造
 - 241 非鉄金属第1次製錬・精製業
 - 242 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
 - 243 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
 - 244 電線・ケーブル製造業
 - 245 非鉄金属素形材製造業
 - 249 その他の非鉄金属製造業
17. ボイラー・暖房機器製造
 - 253 暖房装置・配管工事用附属品製造業
 - 261 ボイラー・原動機製造業
18. 機械製造
 - 262 農業用機械製造業（農業用器具を除く）
 - 263 建設機械・鉱山機械製造業
 - 264 金属加工機械製造業
 - 265 繊維機械製造業
 - 266 特殊産業用機械製造業
 - 267 一般産業用機械・装置製造業
 - 268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
 - 269 その他の機械・同部分品製造業
19. 発電・電力用機器製造
 - 271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
20. 自動車・自動車製造
 - 301 自動車・同附属品製造業
 - 302 鉄道車両・同部分品製造業
21. 造船
 - 303 船舶製造・修理、船用機関製造業
22. 電気業（電力会社等）
 - 341 ガス業
 - 421 鉄道業
 - 471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
 - 481 港湾運送業
 - 521 建築材料卸売業
 - 861 自動車整備業
 - 871 機械修理業（電気機械器具を除く）
 - 872 電気機械器具修理業
30. その他石綿に関連があると思われる産業（)
31. いずれにも該当しない

以上の産業(1~30に限る)で働いたことがある場合にはその通算期間を答えてください ()年間

IV. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業

未定稿

(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など短期間の仕事もできる限り詳細にお書き下さい)

仕事に従事した時期 (年月～年月)	会社名	会社の所在地	会社の事業内容	本人の仕事内容	仕事で取扱った材料・設備	石綿ばく露期間 (年月～年月)

V. 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。(複数回答可)

1. 石綿を扱う工場 石綿製品の倉庫 石綿の運搬(船員、トラック運転手)
2. 建築業
 ビルの解体作業
 塗装・吹きつけ工事 防音工事 断熱・耐火・保温工事 プレハブ(石綿板)工事
 天井・床材の切断 ラス張りの仕事 電気・ガス・スチームの配管工事
3. 造船業
 艀装 溶接 配管 塗装 電気配線 組み立て
 船舶の分解修理・解体
 パイプの被覆・断熱作業 クレーン・自動車の運転 塗装 電気配線工事
 事務員 大工・建具 溶接 ボイラー製造・設備
 作業員 板金 整備(パイプ・ボイラー等) その他
4. 断熱工事 保温工事
5. ボイラーの製造・取り付け・修繕 パーナーの製造・取り付け・修繕
 溶鉱炉の製造・取り付け・修繕 スチーム・パイプの製造・取り付け・修繕
6. ボイラーの操作 溶接作業 板金作業 耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事
7. 自動車修理工場 ガソリンスタンド ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造
8. 電気製品(コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ)の製造
9. 塗装工事 石けん工場 オイル・化学物質の精製工場
10. ランドリー・クリーニング屋 埃っぽい作業服の取り扱い
11. 埃っぽいものの運搬
 商船の船員 トラックの運転手 鉄道員
 はしけの船員 港湾作業員 クレーンの操作員
12. 下水汚物・廃棄品の回収・処理・運搬
13. 蒸気機関車の修理、解体
14. ガスマスクの製造
15. 宝石・貴金属の細工仕事
16. 消防隊員
17. 歯科技工士

以上の仕事を行った通算期間を教えてください。()年

VI. 以下の石綿製品を取り扱う仕事又は以下の石綿製品を扱う仕事をしたことがありますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 石綿繊維 | <input type="checkbox"/> 石綿断熱フェルト | <input type="checkbox"/> 石綿カーテン |
| <input type="checkbox"/> 石綿パイプ | <input type="checkbox"/> ボール紙・断熱板 | <input type="checkbox"/> 石綿紙 |
| <input type="checkbox"/> 石綿チューブ | <input type="checkbox"/> 石綿パイプ被覆 | <input type="checkbox"/> 石綿パイプラインフェルト |
| <input type="checkbox"/> 石綿セメント板・管 | <input type="checkbox"/> 石綿織物・布 | <input type="checkbox"/> 断熱パッド(詰め物) |
| <input type="checkbox"/> 石綿巻紙 | <input type="checkbox"/> 石綿ロープ | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 石綿ガスカート | <input type="checkbox"/> 石綿封塗料 | |
| <input type="checkbox"/> 石綿テープ | <input type="checkbox"/> 石綿パッキング | |

以上の石綿製品を使用した通算期間を教えてください。()年

VII. あなた（注．調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。（複数回答可）

1. 断熱パッド（詰め物）の取り付け、取りはずし
2. 石綿パイプの取り付け、取りはずし
3. 溶接
4. 保温材料で包まれたパイプの取り付け、取りはずし
5. プレカットされたアスベストブロックの取り付け、取りはずし
6. 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け、取りはずし
7. 支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
8. パルプ・パッキングの取り付け、取りはずし
9. ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
10. スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
11. 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。
12. いずれもない

これらの作業はどのくらいの間作業されてきましたか通算期間を教えてください（ ）年

VIII. あなたの家庭生活の中で次のようなことがありましたか。（複数回答可）

1. 家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン（天井・壁などに塗る水性塗料）・石綿製品の修理・修繕をしたことがありますか。（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
2. 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋）
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
3. 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
 造船所の近くに住んでいたことがありますか。
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
 建築材料の置場の近くに住んでいたことがありますか。
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
 ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
 その他（造船所、石綿工場、建材物の置場、ブレーキ修理工場の近くで遊んだ事がありますか）
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
4. 家族内ばく露（家族が石綿作業を行いその作業着、マスク等の洗濯等をした事がありますか）
(1) はい 1回 2回 3回以上（ 回）
（昭和・平成 年～昭和・平成 年）
(2) いいえ

IX. 総合評価（専門家による）

1. チェック数

Ⅲ（ 個）Ⅴ（ 個）Ⅵ（ 個）Ⅶ（ 個）Ⅷ（ 個）

2. Ⅳと仕事内容、会社名の石綿ばく露グレード

(1) なし～ほぼなし (2) わずか (3) 中程度 (4) 高度

3. 石綿ばく露の程度

(1) チェック数

(ア) なし (イ) 1～2 (ウ) 3～5 (エ) 6以上

(2) 石綿ばく露程度

(ア) なし～ほぼなし (イ) わずか (ウ) 中程度 (エ) 高度

Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ の作業をを3年以上行ったことがある場合には胸部CTを行う

Ⅳの項目のうち、石綿曝露が濃厚な作業や職業に1年以上従事したところのある人には胸部CTを行う

Ⅷでは石綿環境曝露が疑われる3では10年以上、4では作業着を3回以上洗濯した場合には胸部CTを行う。

Ⅷの1, 2, 3では10年未満の居住、4では3回未満の場合には希望により、胸部CTを行う

4. 胸部CTの必要性

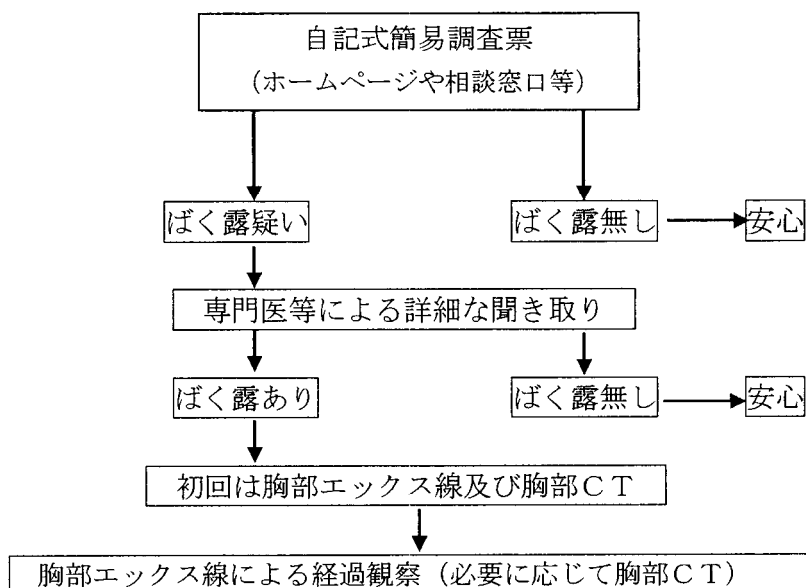
(1) あり (2) なし

5. 原則としてⅢからⅧ間での項目に1項目以上チェックがあれば、胸部レントゲンを撮影しておく

資料 二次問診票

別添(エクセルファイル)

資料 検査の流れ



資料 人口動態統計の中皮腫死亡数の推移

年 (平成)		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
中皮腫の死亡数	男	356	420	451	429	489	537	574	604	655	729	5244
	女	144	156	146	141	158	173	198	206	223	224	1769
合	計	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953	7013